

事 務 連 絡
平成21年5月28日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省高等教育局大学振興課

新型インフルエンザに関する修学旅行等の対応について

政府の「基本的対処方針」の改定を受けた国内修学旅行等の実施については、既に平成21年5月22日付けの事務連絡（第5報）でご連絡しているとおり、「患者や濃厚接触者が活動した地域」であっても、外出については自粛要請を行わないとされ、集会・スポーツ大会等については一律に自粛の要請を行わないこととされていることから、臨時休業の措置を講じている学校を除き、自粛を求める状況ではないと認識しております。また、海外修学旅行については、同事務連絡において、外務省の渡航関連情報及び感染症危険情報等を注視し、適切に対応することとしているところです。

今回の新型インフルエンザの影響により多くの学校が修学旅行を中止又は延期している状況にあります。が、修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、当面の対応として修学旅行の実施を取り止める場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取り止めた場合においても、改めて実施することを検討したりするなどの配慮が求められるところ

については、国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校法人に対して、上記の事項について周知するとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

【本件問い合わせ先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導調査分析係
電 話 03-5253-4111（内線3057）
文部科学省初等中等教育局国際教育課
国際理解教育係
電 話 03-5253-4111（内線3562）